

令和 2 年 12 月 25 日

第 29 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年12月25日
午前9時00分～午前11時10分
場所 出水市役所本庁4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

| | | | | | |
|----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 会長 | 横峯 均 | 6番 | 久野 敏朗 | 12番 | 樋口 修 |
| 1番 | 重信 肇一 | 7番 | 松元 秀一 | 13番 | 大城 勝司 |
| 2番 | 脇田 博志 | 8番 | 花園 ハルエ | 14番 | 澤田 泰之 |
| 3番 | 田下 勉 | | | 15番 | 平中 和徳 |
| 4番 | 小倉 幸夫 | 10番 | 田中 紀子 | 16番 | 榎木 美代子 |
| 5番 | 外園 優 | 11番 | 井町 和夫 | | |

農地利用最適化推進委員

| | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 21番 | 中尾 義徳 | 25番 | 蘭牟田 慶嗣 | 29番 | 坂上 茂信 |
| 22番 | 岩下 努 | 26番 | 富永 重満 | 30番 | 釜 義治 |
| 23番 | 岩元 慎太郎 | 27番 | 松元 浩文 | 31番 | 川畑 健男 |
| 24番 | 福本 悟 | 28番 | 澤田 みね子 | | |

その他出席者

吉岡、犬渕、荒木、大島、有川

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 5号 非農地証明願について
- 議案第 6号 非農地判断について(当日配布)

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第29回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。
なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です
議事録署名委員を指名いたします。
12番、樋口委員と15番、平中委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 総会資料5ページを御覧ください。所有権移転の第1項です。

申請地は、境町、畑、1, 804㎡のうち661㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は水稻を栽培されています。申請地は、娘さんの自宅の向かい側にあり耕作には支障はないものと考えられます。許可後の面積は、8, 855㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第2項。申請地は、高尾野町唐笠木、田、外1筆、計2, 914㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家で、現在は水稻を栽培されています。許可後の面積は、13, 645㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第3項。申請地は、高尾野町大久保、畑、931㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている植木農家です。認定農家ですが、今回は3条で申請をすることを確認済みです。許可後の面積は、3, 955㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第4項。申請地は、武本、畑、419㎡です。譲受人は、親子で農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を栽培されています。許可後の面積は、5, 583㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による売買の申請です。

次の所有権移転第5項と空き家に附属した農地の第1項については、同一農地の同時申請になっていますので、説明についてはこの2項目を合わせて説明をさせていただきます。

まず所有権移転第5項。申請地は、大野原町、畑、312㎡です。取得後は、甘藷を栽培される予定です。営農計画書も添付されています。

次に、空き家に附属した農地の指定第1項。申請地は、大野原町、畑、312㎡です。空き家に隣接しており、現在は、不耕作地です。この空き家部分については、11月総会で非農地承認された場所です。

次に、空き家に附属した農地の指定の第1項を同時申請については、同時申請ができないか相談がありました。従来ならば、空き家に附属した農地に指定された場合、総会日付で指定されたことを一定期間公告し、早くて翌月の総会で3条申請を受理していますが、同時申請することが可能か事務局内で精査した結果、公告については、一定の行政行為を行ったことの公表であり周知行為としての効果のみとなるため、特に効力の日を設けることがないことから、指定した同日の総会で農地法3条許可申請できるものと判断し申請を受理しました。また、申請から許可までの期間短縮となり、空き家対策につながると思います。

次に、使用貸借設定3年です。

第1項。申請地は、高尾野町大久保、山林、555㎡です。借り人は親と農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻を栽培されています。許可後の面積は、5,583㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の労力不足による申請です。

次に、空き家に附属した農地の指定です。

第1項は先ほど説明したので省略します。

第2項。申請地は、高尾野町江内、畑、他2筆、合計1,392㎡です。空き家に隣接しており、現在は、不耕作地です。この空き家部分については、10月総会で非農地承認された場所です。申請書受理後、事務局で現地確認に行きましたところ、畑の現況は、3筆にまたがった状態で、申請面積が1,000㎡を超えていますが、所有者の宅地以外に農地への進入路がない状態です。

また、申請地が耕してある状態でしたが、事情を尋ねたところ、隣地農地所有者が農地が荒れて周りの土地に迷惑が掛からないことを理由に耕し、申請地には以前から作物は植えていないとのことのことでした。

またひとつ、補足説明をいたします。

第1に、所有権移転第4項と使用貸借権第1項の申請について説明します。2件とも同一人物の申請です。自宅近くの2筆の農地を取得・使用貸借したいという相談事務局にありました。申請地2筆同士は、約80m程度の近距離にあり、2筆とも梅の木や柿の木等の果樹が植えてあり世話しやすいため同時に申請したいということでした。また、使用貸借権の土地については、登記地目が山林のため申請者から農地法の許可が必要なのかも相談があったため、現地を確認したところ梅の木等が植えてあり農地性があり農地法が適用されると判断しましたので、3条申請を受理しました。以上で説明を終わります。

議長 事務局の方から説明がありました。3条の委員は11番委員、14番委員ですので、随時発表をお願いします。

11番 11番です。12月22日、14番委員、31番委員、私と事務局職員で調査・審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第1項から第4項までを報告します。それでは5ページの位置図を御覧ください。榎木自治公民館から北西に100mのところにあります。申請地地籍図をご覧ください。自宅が斜線の上の方の○○○宅地というところに娘さんの自宅がありましてその前を譲渡されたいということですのでございます。そこ竹山が生い茂っておりますのでそのところを造成されまして今、畑みたいになって斜線の部分となっております。竹山が生い茂っているところでした。そこに後、甘藷を耕作される予定でございます。自宅が狭くて畑がなくてそこを買われて畑を作るとのことでした。

第2項の6ページの位置図を御覧ください。紫尾神社から約240mのところの水田でございました。地籍図を御覧ください。今2筆になってみたところ1筆になって畦を壊して1筆になっていました。あとは水稻等を耕作する予定です。

第3項の7ページを御覧ください。位置図としまして上がり立交差点から約南へ500mのところでございます。道路際でトラクターでうってありました。その下の○○○○番○○、○○、○○、○○は、○○さん名義で借りてあって斜線の部分に植木を植えるということでした。

第4項の8ページでございますが、栗毛野公民館から南西へ約40mのところせした。

宅地が〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇に宅地で〇〇〇さんの家が建っています。その横の斜線部分が田となっております。そこが先ほど事務局から説明がございましたが田となっておりますが畑にみたいになって果樹が植えてありました。以上、所有権移転第1項から第4項は、農法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 引き続きまして、14番委員お願いします。

14番 14番です。調査日時等については、先ほど井町委員が述べられたとおりですので、省略します。

所有権移転第5項、使用貸借権、空き家に附属した農地の指定について調査審議した結果を報告します。

所有権第5項下大野原公民館の北約450mに位置したところにあります。地籍図を御覧ください。中央斜線部分〇〇〇〇番〇の畑になるんですけども西側の〇〇〇〇番の畑は植木が植わってまして、真ん中に道路が通ってましてこちらからでなければ裏の畑に進入できないようになっているかなという感じでした。申し遅れましたが先ほど事務局からの説明があったように空き家に附属した農地の指定に1項と同様の農地になります。家のほうが〇〇〇〇番〇、申請地の南側になります。西側が畑地になっていて南側の方もお茶の木で土地のさかいになっていて宅地の東側は植木が植わっていて、畑の東側には倉庫が立っていました。畑には今後甘藷を栽培されるということでした。

続きまして、使用貸借権設定3年4ページの第1項になります。10ページの地図をご覧ください。申請地は栗毛野自治公民館から南西約110mの位置にあります。申請地地籍図をご覧ください。先ほど所有権移転4項の方で11番委員の説明があった圃場から西側に何十mかいったところ、すぐ近くにあります。事務局から説明があったように地目が山林になっているんですけども現況は梅等の木が植わっていて霜よけの藁が掛けてあったりして管理されているような状態の土地でした。西側は宅地になっているんですけども東側は〇〇〇〇番〇の山林は畑地になっていました。今後樹園地として管理されるのであれば喜ばしいことだと思いました。

続きまして、空き家に附属した農地の指定第1項ですが、先ほど所有権移転のところで説明しましたので省略いたします。続きまして、空き家に附属した農地の指定第2項の説明をします。12ページの地図を御覧ください。木牟礼城跡から西北へ約230mほどいったところに申請地がございます。地籍図をご覧ください。中央斜線部部分3筆になってはいますが、南側の宅地が10月総会で非農地承認されたところでもあります。こちら側しかこの畑には入っていけないので、事務局から説明のありました耕作している人が耕したというのが東側〇〇〇番〇の畑の耕作者の方が一緒に耕して、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番と並んでいますけれども〇〇〇番の辺りまで耕してあって〇〇〇番の間は、不耕作の状態ですぐ農地に戻るかというような状態でした。〇〇〇番の北側の〇〇〇番の畑はたまねぎが植わっていましたが段がすごく、高低差があつてブロック壁で仕切られていて2メートル位高いところがあつて〇〇〇番の北側の畑も放棄されているような状態、西側の〇〇〇番の田、〇〇〇番の田は耕作されてなくて草とかなんですけれども〇〇〇番の田はユンボでならして整地してあるかなという状態で耕作していない状態でした。農地には戻りそうな状態でした。その境に溝が掘ってあつて西側からは畑には入れないかなという畑でした。事務局の説明にあった

とおりの面積が広いんですけどもこの宅地からしか入れない、この農地には進入できないので、差し支えないと判断しました。

以上、所有権移転第5項、使用貸借権3年は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

また、空き家に附属した農地の指定第1項、第2項は、差し支えないと判断しました。以上で報告を終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

1 番 1 番です。所有権移転の第5項また空き家に附属した農地の指定第1項なんですけれども、所有権移転第5項譲受人〇〇さんは阿久根市在住のかたですけれどもこの空き家も取得されることになっているのですか。

1 4 番 阿久根にお住まいの方で御両親2人と移り住まれるという風に聞いています。家も購入される予定ですトラクターとかも所有されていて農地は管理できるかなと思います。

議長 ほかにございませんか、ないようです。調査員の報告では所有権移転及び使用貸借権3年について許可相当と報告されました。また、空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転及び使用貸借権3年は、全件許可、また空き家に附属した農地の指定については、差し支えないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

今月は、3名の委員の除斥があります。

資料21号 賃借権の設定7年、第1項、第2項、27号 使用貸借権の設定7年、第1項の7番委員及び資料22号 賃借権の設定10年、第1項と第8項及び資料30号、所有権の移転、第11項の14番委員及び、資料28号、所有権の移転、第2項の13番委員です。

まず7番委員の除斥をお願いします。

(7番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号農用地利用集積について説明します。

資料は21号、農地利利用集積に係る賃借権の設定7年、第1項、第2項です。

第1項、土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番畑 503㎡。

第2項、土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番畑 1, 194㎡。貸人、砂原自治会、72歳、女性と砂原自治会、76歳、男性との新規設定です。次に、資料27号 使用貸借権の設定7年、第1項、土地の表示、高尾野町柴引〇〇〇〇番畑 510㎡。貸人、高尾野本町自治会、49歳、女性との新規設定です。借人は、3項とも、砂原自治会、39歳、男性、認定新規農業者です。申請理由は、新規就農です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。14番委員、審議結果の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番です。12月22日、11番委員、31番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定いたします。

(7番委員 入室)

続いて、14番委員の除斥をお願いします。

(14番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は22頁。農地利用集積に係る賃借権の設定10年、第1項及び23頁第8項及び資料30頁、所有権の移転の第11項です。初めに、賃借権の設定10年。第1項、土地の表示、六月田町〇〇〇番 田 1, 311㎡。借人、平松上自治会、45歳、認定農業者です。貸人、米ノ津東自治会、88歳、女性との新規設定です。申請理由は、規模拡大と貸付希望です。

第8項は、再設定ですのでお目通し下さい。

次に、所有権の移転、第11項。譲受人は、平松上自治会、45歳、水稻の認定農業者です。譲渡人は、中塩屋自治会 88歳 女性。土地の表示、六月田町〇〇〇番 田 1, 757㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。11番委員、審議結果の報告をお願いします。

11番 11番です。審議日時等については、省略します。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。(質疑等)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定いたします。

(14番委員 入室)

続いて、13番委員の除斥をお願いします。

(13番委員 退室)

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は28頁、所有権の移転の第2項です。

第1項、譲受人は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇、採卵鶏、露地野菜の認定農業者です。譲渡人は、御岳自治会 60歳 男性です。土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇番〇3外6筆、畑 計17, 118㎡及び武本〇〇〇〇〇番〇 田 1, 455㎡の合計8筆、18, 573㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。11番委員、審議結果の報告をお願いします。

11番 11番です。審議日時等については、省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明が終わりました。御意見・御質問をお受けします。

(質疑等)

議長 ご質疑等ないようでしたら、調査員の報告通り適当と決定いたします。

(13番委員 入室)

議長 それでは、引き続き事務局の説明をお願いします。

事務局 資料、32頁「農用地利用集積計画総括」に沿って賃借権の設定2年から、農用地利用集積に係る利用権の設定・農地中間管理権の取得までを一括説明します。

賃借権の設定2年、新規1件、1筆、再設定、2件、3筆、合わせて3件、4筆で、5,643㎡です。

次に、賃借権の設定3年、新規1件、2筆、再設定、12件、21筆、合わせて13件、23筆で、28,843㎡です。

次に、賃借権の設定5年、新規8件、8筆、再設定、10件、22筆、合わせて18件、30筆で、43,601㎡です。

次に、賃借権の設定6年、再設定、6件、8筆、14,261㎡です。

次に、賃借権の設定7年は、先ほど適当と決定されました。

続いて、賃借権の設定10年、先ほど適当と決定されました、第1項、第8項を含めて、新規、6件、12筆、再設定、11件、22筆、合わせて17件34筆で、41,098㎡です。

次に、賃借権の設定15年、新規、2件、2筆、5,286㎡です。

続いて、使用貸借権の設定5年、新規、2件、2筆、5,953㎡です。

次に、使用貸借権の設定7年、先ほど適当と決定されました。

次に、使用貸借権の設定10年、新規、1件、4筆、12,284㎡です。

続いて、農用地利用集積に係る所有権の移転です。13件、27筆で、60,742㎡です。

最後に、農地中間管理権の取得について、2件 2筆 総面積3,633㎡です。

それでは、資料は、28頁をご覧ください。所有権の移転についてご説明します。

第1項、譲受人、潟自治会、71歳、水稲の認定農業者です。譲渡人は、荘下自治会 95歳 男性。土地の表示、荘〇〇〇番 田 外3筆、合計7,253㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項は、先ほど適当と決定されました。

第3項 譲受人 芦北町 30歳 男性、果樹の認定農業者です。譲渡人は、芦北町 88歳 男性外2名です。土地の表示、境町〇〇〇〇番 畑 21,267㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第4項 譲受人 東大野原自治会、60歳、男性、緑化樹の認定農業者です。譲渡人は、小原下自治会 49歳 女性です。土地の表示、大野原町〇〇〇番 畑 497㎡です。移転理由は、受贈と贈与です。

第5項、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 水稲養豚の認定農業者です。譲渡人、野田八幡自治会、56歳、男性です。土地の表示、野田町下名〇〇〇番 田 777㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項 譲受人、第5項と同一ですので省略します。譲渡人は、埼玉県上尾市 79歳 男性です。土地の表示、野田町下名〇〇〇番 田 外3筆 田 合計2,258㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第7項 譲受人、旧番所自治会、61歳、男性、果樹水稲の認定農業者です。譲渡人は、

西水流自治会 81歳 女性です。土地の表示、荘〇〇〇番〇 田 899㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第8項 譲受人、旧番所自治会、58歳、男性、果樹水稻の認定農業者です。譲渡人は、旧番所自治会 80歳 女性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇 畑 1,124㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第9項 譲受人、第8項と同一ですので省略します。譲渡人は、旧番所自治会 80歳 女性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇 畑 1,391㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第10項 譲受人 第8項、第9項と同一ですので省略します。譲渡人は、旧番所自治会 86歳 男性です。土地の表示、荘〇〇〇〇番〇 田 及び高尾野町〇〇〇〇番〇 畑 合計2,101㎡です。移転理由は、親子間による贈与です。

第11項は、先ほど適当と決定されました。

第12項、譲受人 上水流自治会、72歳、男性、水稻、露地野菜の認定農業者です。譲渡人は、掛腰自治会 78歳 男性です。土地の表示、浦田町〇〇〇番 田 1,528㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第13項、譲受人、第12項と同一ですので省略します。譲渡人は、掛腰自治会 51歳 男性です。土地の表示、浦田町〇〇〇番 田 1,317㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。以上で、議案第2号農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。14番委員、審議結果の報告をお願いします。

14番 14番です。審議日時等については、省略します。

ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項・編入の申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町江内の畑3筆の8807㎡です。申請人は、市内の農業者です。当該地を果樹経営支援対策事業の対象農地としようとするものです。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。12月23日、5番委員、29番委員、事務局職員で調査した結果を報告します。申請地は、江内運動場から東側の山手を500mほどあがったところですが、同日申請人はみかんの収穫を行っておりました。良好な農地で今後も有効利用されるということで、大変喜ばしいことで、調査の結果、我々は適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告により適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見につきましては、適当ということで決定いたします。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請地は、五万石町の畑275㎡と一体利用地として宅地1筆と雑種地1筆の計711㎡です。申請人は、市内在住の教員です。当該地を取得し、一般住宅1棟を建築しようとするものです。当初、宅地である511番に住宅の建築を計画していたところ、趣味のガーデニング・家庭菜園等を行うスペースを設けるためには窮屈だったため、今回当該地を含めた面積で計画しようとするものです。一体利用地を含め、基準の500㎡を超えるため、理由書添付での申請となっております。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。調査内容等は先ほど説明しましたので、省略します。申請地はですね、先ほど説明がありましたとおり出水高校からちょっと上の方にあがったところでしたが、現在は宅地の後に草が生えてるような状態でした。境界はブロック積みをして迷惑がかからないようにし、雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道を利用するということでした。調査の結果、周辺農地への影響は無く、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の畑で3183㎡のうち950㎡です。申請人は、市内の農業者です。当該地に農家住宅及び倉庫を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、阿久根との境のところですね、道路の境界があまりよくわかっていないところでした。申請地には一部飼料が作付けされておりました。生活排水は浄化槽をとおり、雨水は道路側溝へ流すとのことでした。周辺農地への影響は無いと思われますので、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、六月田町の田2筆で2505㎡です。申請人は、東京都に本社を置く法人です。当該地を取得し、店舗兼駐車場を設置しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。幅員4m以上の上下水道の埋設された道路に隣接しており、概ね500m以内に病院が2か所、学校が1か所位置しているため、第3種農地の都市的環境整備農地に該当します。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。12月23日、6番委員、30番委員と事務局職員で調査した結果を報告します。申請地は、六月田町のマツダ自動車から道路挟んで南側に位置しているところでした。田んぼよりの東側に店舗を建築予定とのことでした。ただ、この農地は周辺よりも低くなっておりますので、1m10~20cmの盛土をされ、道路のところに幅12mの出入口を2か所作るそうです。雨水は6か所の柵に集め、道路下の排水路に排出するとのこと。生活排水は下水道に流すとのこと。道路が広いので、車の騒音もそんなに問題にならないと思いました。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局お願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、下鯖町の田で418㎡です。申請人は、市内の会社員です。当該地に一般住宅1棟を建築しようとするものです。令和2年8月に、譲渡人が経営する会社が農地法第5条の許可を受け、使用貸借権設定にて資材置場としようとした場所ですが、今回その許可の取消を行い、娘夫婦に居宅用敷地として使用貸借権設定を行うものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。申請地は、米ノ津東小学校から東へ300mほどのところにあります。申請地は見たところ、道路と同じ高さでしたが建築の際には20cmほどの盛土をされるそうです。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道に流すそうです。地籍図で分かると思いますが、周囲は宅地化されてますので、周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第5項、事務局お願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、境町の田で621㎡と一体利用地として宅地1筆の計684㎡です。申請人は、市内の農業者です。既存の倉庫が手狭となったことから、今回新たに柑橘類保管用倉庫を1棟建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。申請地は、切通公民館の南側に位置しています。田は以前米を作っていたと思われますが、現在は不耕作の農地です。2年前に貸人の息子である借人がミカン農家の後継者として規模拡大したために、既存倉庫が手狭となったために出された申請であり、周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第6項、事務局お願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は、境町の畑2筆の計1260㎡です。申請人は、徳島県に本社を置く法人です。当該地を取得し、新たに太陽光発電施設を設置しようとするものです。〇〇〇〇番については、令和2年8月に鹿児島市内で発電事業を営む法人が太陽光発電施設の設置を目的に、農地法第5条の申請を行ったところですが、今回その申請を取り下げ、今回当該事業を行おうとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農

業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。調査日時等は、先ほど説明がありましたので、省略します。申請地は、第一索道商事から東側50mほどに入ったところでした。地籍図をご覧ください。ここの斜線部分2筆が申請地ですけど、特に何も作付けされておりました。特に造成等もせず、傾斜を利用して設置するとのことで、とくに砂利等もしくないとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第7項、事務局をお願いします。

事務局 第7項について、説明いたします。申請地は、美原町の畑で352㎡と一体利用地として宅地の一部で計490㎡です。申請人は、市内の会社員です。現在父宅に同居しているが手狭となり、今回使用貸借権設定を行い、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。申請地は、朝熊踏切から300mほどあがったところでした。場所ですが、野菜がきちんと作付けされておりました。周辺はお父さんの土地とのことでした。雨水等については、畑の左側に狭い道があるんですが、ここの側溝に流すとのことでした。汚水は、浄化槽をお父さん宅の既存浄化槽に接続して一緒に流すとのことです。なお、一体利用として、斜線部分の北側に長ひょろい土地があると思いますが、ここを通路として利用するとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第8項、事務局をお願いします。

事務局 第8項について、説明いたします。申請地は、上大川内の田8筆で7339㎡です。申請人は、市内の自営業者です。当該地を取得し、クヌギ1200本植林しようとするものです。当該申請について、今年の8月に、譲受人が経営する会社名義で5条申請し、手続きを進めておりましたが、会社で事業を行うのではなく、個人で行うように変更したため、一度会社名義での申請の取下げを行い、今回改めて申請したものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。申請地は、大川内小から南へ500mほどのところでした。ここは周囲が山に囲まれており、一日のほとんどが日が当たらないというようなところでした。猪とか鹿等の被害がひどいということで、農地としては利用できないとのことで、クヌギ1200本植林するとのことでした。調査した結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第9項、事務局をお願いします。

事務局 第9項について、説明いたします。申請地は、上大川内の畑で953㎡のうち140.11㎡です。申請人は、福岡県で電気通信事業を営む法人です。当該地に電気通信用アンテナ新設のため、土地の一部を工事車両及び資材置場として一時転用しようとするものです。また、工事完了後は農地に復元するとのことです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業

公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。申請地は、大川内中学校から北へ3kmほどいったところで、かなり山奥で、車もやっといけるようなところでした。雑木等が生えて農地としての利用はされていないところでした。ここに携帯電話用の無線基地を建てると、そのための工事車両及び資材置場への一時転用とのことでした。計画として、令和3年2月から令和3年6月まで利用されるとのことでした。調査した結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第10項、事務局をお願いします。

事務局 第10項について、説明いたします。申請地は、上大川内の田3筆で2308㎡です。申請人は、日置市で発電事業を営む法人です。当該地を取得し、太陽光発電施設を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 6番委員、調査結果の報告をお願いします。

6番 6番です。先ほど41ページで説明したところと同じ場所です。この場所だけは日陰にはならないとのことで、周囲にフェンスを設け、設置するとのことでした。調査した結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。

1番 1番です。38ページの5条ですが、一体利用地〇〇〇〇番697㎡のうち63㎡とありますが、どの辺を利用するんですかね。

事務局 はい、事務局が回答します。すいません、本来であれば、地籍図上に表示しておくのですが、抜けておりました。〇〇〇〇番と〇〇〇〇番の間に細長く通路があり、日常生活の中で既に入出口として利用されているところになります。

議長 他にございませんか。どうぞ。

3番 3番です。44ページの譲受人なんですが、代表社員と表示がありますが、社員の代表ということですかね。社長ということですか。

事務局 はい、事務局が回答します。その辺はあまり私も詳しくないんですが、通常株式会社なら代表取締役とか、それと同様と考えて良いと思います。

議長 他にございませんか。どうぞ。

5番 5番です。農家住宅の案件で、先ほど審議した結果を報告したんですが、事務局の方から一般住宅と農家住宅の違いと、農家住宅の要件を改めて説明していただいたほうが分かりやすいと思ひまして、お願いします。

事務局 はい、事務局が回答します。一般住宅と農家住宅とで基準面積が違います。一般住宅が500㎡に対して、農家住宅が1000㎡になります。また、農家住宅でとてるのは、経営面積が1000㎡以上である場合となっております。ただ、それだけの要件だと、相続なんかで急に農地を1000㎡以上取得して、農業しておりますと申請されるとこちらとしては実情を把握しにくいので、ほんとに農業をされているかどうかの確認のために、税金の、確定申告の写しとかをもらう必要があるのかなというところで、それについてはまた、後々改めて皆様に審議していただきたいとおもっております。

議長 他にございませんか。どうぞ。

2番 2番です。質問じゃないんですが、勉強のために教えてほしいんですが、41ページのクヌギの申請ですが、田にクヌギを植林することなのですが、どの程度湿地まで植えられるのか、教えていただきたいです。

議長 調査員、お願いします。

6番 6番です。現地には近くに大きなクヌギが植わっていましたが、ここにも植えられると思いました。現場は地目上田になっておりますが、現況は草藪になっておりまして、水はこない場所となっておりますので、ここについては、水が多くて無理だ、ということはないと思います。

2番 結局、湿地帯ではできないということでしょうか。

議長 私の知る限りでは、湿地帯では無理だと思います。もし、するんだったら昔田だったけど、用水路もなくなってしまって、水が来ないというようなところになってくるんだと思います。

他にございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第5号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畑3筆と田2筆です。登記地目は畑及び田、申請現況はそれぞれ山林です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。いずれの土地も、雑木等が生えており、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われます。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は、高尾野町下高尾野の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。申請地は、下高尾野地域で野田との境に位置し、居宅敷地の一部となっております。建物の状態から、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 第3項について、説明します。申請地は、高尾野町唐笠木の畑2筆です。登記地目は畑、申請現況は山林及び雑種地です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良

地区外、農用地区域外の農地です。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。申請地は、通路及び山林となっており、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難と思われます。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、野田町下名の田です。登記地目は田、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成2年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 4番委員、調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。申請地は山林化されてまして農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第5項、事務局説明をお願いします。

事務局 第5項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の田です。登記地目は田、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成16年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、非常に荒れた状態だったので、農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第6項、事務局説明をお願いします。

事務局 第6項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、既に牛舎が建っているという状態でした。農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第7項、事務局説明をお願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は、高尾野町江内の畑6筆です。登記地目はそれぞれ畑、申請現況はそれぞれ山林です。非農地となった年月日は、平成9年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 5番委員、調査結果の報告をお願いします。

5番 5番です。申請地は、大きな杉雑木でどうしようもない状態でした。農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第8項、事務局説明をお願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は、今釜町の田です。登記地目はそれぞれ田、申請現況はそれぞれ山林です。非農地となった年月日は、平成9年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。申請地は、ニトリから北西に200mほどのところですよ。地籍図をごらんください。斜線部分が申請地です。南側の宅地の人と農地の所有者が、宅地を建てるときに、まっすぐ建ててよいという話でそうされたそうです。農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第9項、事務局説明をお願いします。

事務局 第9項について、説明します。申請地は、境町の畑2筆です。登記地目はそれぞれ畑、申請現況はそれぞれ宅地です。非農地となった年月日は、平成10年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。

議長 8番委員、調査結果の報告をお願いします。

8番 8番です。申請地は、議案第4号の5条申請のあった〇さんの場所と一緒にです。針原土石流の災害の時に自分のみかん倉庫が流されてしまい、やむを得ず倉庫を建築し、そのままの状態です。農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。
(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第5号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 議案第6号 非農地判断についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号 非農地判断について説明します。皆さんへは報告ということで平成30年から令和2年に農地パトロール・農地利用状況調査をしていただいてB分類として判断していただいた農地の一覧を配付してあります。現在、農地パトロール・農地利用状況調査につきましては、農業委員会の法令で必須業務となり、年1回以上管内の農地をパトロールしなさいとなっています。その中で、再生利用が困難と見込まれるB分類の農地につきましては、平成27年の11月に国の方から所有者からの依頼がなくても農業委員会の総会の議決により判断しても良いという旨の通知がありました。

しかし、平成30年から令和元年分につきましては、こちらの事務の不幸で議決をいただけていませんでした。申し訳ありませんでした。総会で非農地と承認された農地につきましては、承認後所有者に対して通知した後、法務局、県、市に対して通知して農地から外すという手続きになります。しかし、平成28年と29年に承認をいただいた非農地判断農地、特に平成28年の分は、調査対象農地から外すため事務局で航空写真等を使ってすでに山林化した農地を洗い出し総会で承認をいただけておりますが、その件数が数千筆と莫大な数のため、所有者に対して通知する費用切手代(予算)の確保やすでに死亡されている所有者分の通知先の戸籍調査等をどうするのか。これも職員の仕事量負担がかなりあります。また、今回承認をお願いするものも含めてまして、これまで承認されたものの中に土地改良地区内であったり農用地区内の農地も多々含まれておりこれについては農地から外すと関係機関との協議も必要となってくることからこのような問題等で所有者に対する通知までは至っていない状況です。

今後このことについては検討していかないといけないわけですが、取り敢えず今回、平成30年から令和2年に農地パトロール調査してB分類として判断された農地について、非農地判断の承認をお願いするものです。

また、承認された分で、非農地となった年月日が15年以上で農用地区域外、土地改良地区外の分につきましては、所有者から非農地証明の申請があれば、従来通りの総会に諮らずに担当者の現地確認だけで問題なければ証明を出せるということで昨年の総会で承認をもらっているところです。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

議長 非農地の取扱い等について説明がありましたが、皆さまから何かありませんか。

はい。12番委員どうぞ。

12番 12番です。

平成30年調査の分で74、75はすでに所有者が亡くなっていますので、この住所は多分ないと思いますが、どうなりますか。

事務局 平成30年調査分の74、75は江内地域の方ですね。もし、通知を出す場合は、戸籍を調べて相続権のある人に通知しないといけません。今回は取り敢えず〇〇〇〇さんのままで承認をいただき、通知については今後検討していきたいと思います。

議長 それでは、平成30年から令和2年の調査でB判断された農地の報告がありましたが、これにつきまして全筆非農地として判断してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第6号 非農地判断については、報告全件承認と決定いたします。

議長 それでは日程7令和3年度出水市農作業賃金標準額について事務局の説明をお願いします。
事務局 お手元に2枚の資料をお配りしてあります。まず、令和3年度出水市農作業賃金等標準額(案)の資料をご覧ください。

昨年の12月総会において、令和3年度農作業賃金等標準額については、近年の農機具等の価格上昇を考慮し、農作業受託料について増額の検討をすとの協議がなされています。

つきましては、市内に農業委員会の他には標準額を取り決める機関がないことから、隣接市町の阿久根市と長島町との標準額を比較し、また、市内の受託作業に詳しい方の意見を参考に、来年度の標準額等の(案)を作成しました。昨年度と比較して、変更のある所について説明いたします。資料のR3標準額の色の濃いところです。

まず、農作業賃金については、令和2年10月3日から適用された鹿児島県の最低賃金にもとづき、1日の労働時間を8時間とすると6,344円となります。10円単位で端数調整すれば6,350円となりますが、100円単位で調整し6,400円の80円アップとしました。また、重労働は平成29年度から軽労働の500円増しとしていることから、6,900円としました。

次に、機械作業の水田耕につきまして、平耕起1回につき、6,100円を6,500円とし、荒しろから仕上げしろの項目を削除し、耕起から荒しろ・仕上げしろまでを一連の作業として、標準額は阿久根市・長島町を参考に15,000円としました。水稻育苗は、アグリセンターの価格と同額としました。コンバインは、高尾野地区は14,000円、米ノ津地区は16,000円であるとのことから、幅を持たせて14,000円から16,500円としました。甘藷・馬鈴薯機械堀りは阿久根市と同額としています。マルチャーは、うねたて兼用だけであったものを、マルチのみとうねたて同時マルチに分け、阿久根市と同額としています。堆肥散布は、2t積散布車

による牛堆肥散布までの項目を削除し、阿久根市・長島町と同じ項目として標準額も同等としました。牧草梱包は、阿久根市と長島町と同額としています。防除作業は、最近利用されることの多い無人ヘリ・ドローンの項目を追加し、標準額については受託者の意見を聞き取り2,000円としています。

2枚目は参考資料としまして、令和2年度関係費用等の状況について記載してあります。各数値ともに減少あるいは据え置き傾向となっており、これらはコロナ禍の影響ではないかと思われま。詳細はお目通し願います。以上、ご審議願います。

11番 水田耕につきまして、耕起から委託しない場合もあることから荒しろから仕上げしろまでの追加と畔塗りの項目に最近野田地域でよく使われている溝掘りを追加してほしいです。

議長 価格についてはどうですか。

11番 機械的にもメーター数もほぼ同じですので、畔塗りと同等でいいと思います。

議長 事務局どうですか。

事務局 畔塗りと単価が同じであれば、畔塗りの項目に溝掘りを並記したらどうでしょうか。それと荒しろから仕上げしろまで項目も残したいと思いますが、単価についての協議をお願いします。

議長 11番委員どうでしょうか。

11番 水田を耕作されている委員と協議したところ8,500円でいいのではないのでしょうか。

議長 皆様方はどうでしょうか。異議がなければそういたします。(異議なしの声)

ほかにありませんか、無ければこの標準額と決定します。

事務局 ご審議ありがとうございました。本日の協議結果をもとに資料の標準額(案)の中ほどにある令和2標準額の欄を削除したものを、委員の皆様には来月の総会で配布し、市民への周知については、広報いずみ3月号に掲載したいと思います。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○人・農地プランの実質化の実施状況と総点検活動の状況について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第29回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印